

京都市告示第 429 号

京都市歴史資料館条例第3条ただし書の規定に基づき、次のとおり京都市歴史資料館を臨時に休館します。

平成21年1月20日

京都市長 門川大作

臨時に休館する日 平成21年1月27日(火)、28日(水)及び29日(木)

(歴史資料館)